

たどつ男女共同参画プラン

多度津町は、男女の立場を尊重するまちづくりをめざすため、男女共同参画の実現に向けた取り組みを進めています。この「たどつ男女共同参画プラン」は、その取り組みの一環として策定されたものです。本プランでは、男女共同参画の実現に向けた目標と、それを実現するための具体的な取り組みが示されています。また、本プランは、多度津町の現状を踏まえ、今後も継続的に改訂・更新される予定です。

主な取り組み内容

多度津町

平成22年11月

はじめに

少子高齢化の急速な進行や高度情報化・グローバル化の進展、労働人口の減少、経済不況に伴う雇用形態の多様化など、社会・経済情勢は大きく変化しており、私たちの生活や生き方に大きな影響を与えています。

今後、地域社会が活力を維持し、発展していくためにも、年齢や性別、人種や立場にかかわらず、全ての町民がその能力と個性を發揮することが重要であることから、男女を問わず様々な活動が出来るように社会参画の機会を奨励し、住みやすく活き活きと活動しやすい男女共同参画社会の形成を目指して、「たどつ男女共同参画プラン」を策定しました。

この計画に基づき、町の各行政分野において男女共同参画の視点が生かされた施策を積極的に推進していきます。

計画の策定に当たり、住民意識調査等へのご協力並びに貴重な御意見をお寄せ頂きました多くの皆様方に心より厚くお礼申し上げます。

多度津町長 小國 宏

目 次

第1章 計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	1
4 計画の体系	2

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	3
2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	4

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	5
4 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	6
5 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	8

基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重

6 女性に対するあらゆる暴力の根絶	10
7 生涯を通じた女性の健康支援	11
8 メディアにおける女性の人権の尊重	12

第3章 計画の推進

1 町における推進体制の充実	12
2 国・県・他市町との連携	13
3 関係機関・民間団体との連携	13

資料編

男女共同参画社会基本法	14
多度津町男女共同参画推進会議設置要綱	19
多度津町男女共同参画推進本部設置要綱	21

第1章 計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担い合うべき」社会を、男女共同参画社会としています。

一方、女性の社会進出は進んでいますが、政策・方針等の決定過程への参画は、十分とは言えず、また、女性の家事、育児、介護における負担が依然として大きいなど、様々な分野において解決すべき課題が残されています。さらに地域社会の変化や男女共同参画の視点から新たに取り組むべき分野への対応も求められています。

本町では、男女を問わず様々な活動ができるよう、社会参画の機会を奨励し、住みやすく活き活きと活動しやすい男女共同参画社会の形成を目指して、「たどつ男女共同参画プラン」を策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の「市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない」という規定に基づいて策定したものであり、「多度津町総合計画」に位置づけられた「男女共同参画社会の形成」を図るために具体的な個別施策を示したもので

3 計画の期間

この計画の期間は、2010(平成22)年度を初年度とし、2015(平成27)年度までの6年間とします。ただし、社会情勢の変化や男女共同参画を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて 随時見直しを行います。

4 計画の体系

(基本目標)	(基本的課題)	(施策の方向)
I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し 2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実	1 広報・啓発活動の推進 2 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供 1 男女共同参画を推進する教育・学習 2 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
II あらゆる分野における男女共同参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 4 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進 2 人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供 1 地域における子育て支援の充実 2 仕事と子育て・介護の両立の推進 3 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進
	5 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	1 雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進 2 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備
III 男女の人権の尊重	6 女性に対するあらゆる暴力の根絶 7 生涯を通じた女性の健康支援 8 メディアにおける女性の人権の尊重	1 女性への暴力を根絶するための基盤づくり 2 セクシャル・ハラスメント防止対策の推進 1 生涯を通じた女性の健康支援 1 メディアにおける女性の人権の尊重

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

施策の方向① 広報啓発活動の推進

社会制度や慣行は、性別による区別を設けていない場合でも、現実に男女が置かれている状況の違いを反映して、結果的に男女平等になっていないことがあります。

平成22年2月に実施した「多度津町男女共同参画に関する住民意識調査」(以下、「住民意識調査」という。)では、「男女の地位は平等になっていますか?」という問い合わせに対して、(家庭生活、職場、政治の場、社会通念・慣習・しきたり)の4つの分野において、過半数の人が、男性が優遇されていると答えていることから、性別による固定的な役割分担意識を持つ人が多いことがわかります。

このような男女の不平等感を解消し、誰もが男女平等と感じることのできる社会を実現するため、男女共同参画社会の形成の意義と責任や、地域・家庭への男性の参画の重要性なども含めた広報・啓発に取り組む必要があります。

具体的施策	担当部署
男女共同参画社会づくりに向けた意識改革のための広報・啓発活動の推進	関係各課
男女共同参画に関する法令や計画についての周知	関係各課

施策の方向② 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

少子高齢化などの社会・経済情勢の大きな変化に伴い、人々の意識、関心、価値観も多様化しており、こうした変化にも対応しながら、男女共同参画を効果的に推進するために、新しい情報の収集、整備を行い、提供できる体制を整備する必要があります。

具体的施策	担当部署
男女共同参画に関する統計情報等のデータの整備	総務課
男女共同参画に関する情報の収集・提供	関係各課

住民意識調査) Q 1 より

上段：女性 下段：男性	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	男女平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
(1) 家庭生活で	12.7% 4.9%	59.1% 47.3%	20.7% 36.5%	2.2% 7.4%	0.7% 0.5%	4.6% 3.4%
(2) 職場で	16.9% 10.3%	55.3% 53.4%	16.2% 23.0%	2.6% 5.4%	0.0% 1.5%	9.0% 6.4%
(3) 学校教育の場で	2.6% 2.0%	21.2% 14.4%	56.9% 63.9%	2.6% 5.4%	0.0% 0.0%	16.7% 14.3%
(4) 政治の場で	25.3% 15.1%	52.4% 44.9%	12.1% 28.8%	0.7% 2.0%	0.0% 0.0%	9.5% 9.2%
(5) 法律や制度で	9.0% 5.4%	37.7% 27.3%	32.8% 47.3%	4.5% 9.8%	0.0% 0.5%	16.0% 9.7%
(6) 社会通念・慣習しきたりなどで	25.5% 13.7%	60.2% 57.8%	6.2% 18.1%	2.2% 3.9%	0.0% 1.0%	5.9% 5.5%

2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

施策の方向① 男女共同参画を推進する教育・学習

住民意識調査では、学校教育の場では、「男女平等である」との回答が過半数を超えていますが、性別にとらわれず、個人として尊重する考え方は、子供の頃から育むことが必要であり、学校、家庭、地域における教育・学習の果たす役割は極めて重要です。

また、家庭生活では、「どちらかといえば男性が優遇されている」の回答が過半数を超えていることから、家庭生活では、生活習慣等で女性の負担が大きく、性別による固定的な役割分担意識が定着していることが伺えます。

そこで、家庭教育を含め社会教育においても、男女共同参画の意識を高める学習機会の提供を推進することが必要です。

具体的施策	担当部署
学校教育を通じた男女平等についての指導の充実	教育委員会

男女平等について考える契機となるような学習機会の提供

関係各課

施策の方向② 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

- 男女共同参画社会を実現するためには、性別にとらわれることなく多様な生き方の選択を可能にする能力を高めるための教育・学習が重要です。
- 性別にとらわれることなく、自らの生き方を自らが主体的に決定できるような力をつけるための教育・学習機会の充実を図る必要があります。

具体的施策	担当部署
多様な生き方の選択を可能にする教育・学習機会の推進	関係各課
男女の自立を促進するための教育・学習機会の促進	関係各課

住民意識調査) Q 6 より

男女が平等な社会をつくるために学校教育で重要なことについて

順位	内容	女性	男性
1	男女の別なく能力や個性を活かせるようにする	71.3%	62.3%
2	日頃の学習の中で、男女平等意識を育てていく	51.7%	50.0%
3	教師自身が男女平等教育の意義をよく理解する	38.1%	45.8%
4	児童・生徒の男女による役割分担をなくすこと	28.3%	31.1%
5	保護者等地域の大人が男女平等教育の理解・協力を深める	29.4%	26.4%

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向① 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成のための基本理念として、「政策等の立案及び決定への共同参画」を掲げており、男女共同参画社会の形成のためには、男女が社会の対等な構成員として政策・方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されなければなりません。

今後は、町、企業、各種団体等の政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画を積極的に進めることができます。

具体的施策

担当部署

町の管理職等への女性の積極的任用	町長公室
審議会等各種委員への女性の参画促進	関係各課

住民意識調査) Q19より

多度津町における審議会の女性委員の割合24.9%について

順位	回答	女性	男性
1	少ないと思う	47.1%	54.1%
2	妥当だと思う	20.7%	20.3%
3	わからない	30.0%	24.2%
4	多いと思う	2.2%	1.4%

施策の方向② 人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供

政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するためには、女性自らが意識と能力を高めること、及び女性と男性の格差を解消するための積極的な取組を推進しなければなりません。

また、女性の人材に関する情報について、個人情報に配慮しながら、情報・資料を収集して提供できる体制を整備して、様々な分野への女性の参画を進めていく必要があります。

具体的施策	担当部署
各種研修会への女性の参加の促進	関係各課
人材に関する情報の収集・整備・提供	関係各課

4 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

施策の方向① 地域における子育て支援の充実

これまでの性別による固定的な役割分担意識により、子育ての役割の多くが女性に集中しており、住民意識調査でも、「子どもが3歳になるまでは、母親は育児に専念した方がよい」と答えた男女は、40%を超えています。

このような現状から、子育ては主に女性が担うという固定的な性別役割分担意識の解消に努め、地域全体、社会全体として子育てを支援する必要があります。

具体的施策	担当部署
地域で子どもを育てる環境の整備	関係各課

住民意識調査) Q 7 より
子育て及び子育て支援策に関する考え方について

上段：女性 下段：男性	そう思う	どちらかといえどもそう思う	どちらかといえどもそう思わない	そう思わない	わからない
(1) 子どもが3歳になるまでは、母親は育児に専念した方がよい	40.2% 43.2%	38.8% 36.9%	10.7% 9.2%	7.8% 7.8%	2.5% 2.9%
(2) 親が仕事や自分の生活を大切にするために、子育て支援として外部サービスを活用する	24.4% 19.0%	46.2% 25.4%	14.3% 25.9%	9.7% 24.4%	5.4% 5.3%
(3) 国や自治体が積極的にかかわり社会全体で子育てを支援していくのがよい	47.0% 43.2%	40.5% 35.0%	3.9% 8.7%	2.5% 6.8%	6.1% 6.3%

施策の方向② 仕事と子育て・介護の両立の推進

住民意識調査では「1日(平日)のうち家事・育児・介護に費やす時間」は、女性は、平均4時間35分、男性は、平均52分でした。また、「仕事に費やす時間」については、女性は、平均4時間35分、男性は、平均6時間33分となっており、回答結果からも家事・育児・介護について、女性への負担が大きくなっていることが分かります。

このような現状から、仕事と育児、介護を両立し、男女が平等に家族としての責任を担うことができる体制づくりを推進する必要があります。

また、育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい雇用環境の整備や、仕事や生活のバランスが取れた多様で柔軟な働き方が実現できるような環境づくりを推進することが必要です。

具体的施策	担当部署
仕事と子育て・介護の両立に関する意識啓発のための広報活動の推進	関係各課
保育や介護保険制度などのサービス及び育児・介護休暇制度の周知、啓発	関係各課

住民意識調査) Q 1 2 より

(1) 家事・育児・介護の時間	女性 4 時間 35 分 男性 0 時間 52 分
(2) 仕事に費やす時間	女性 4 時間 35 分 男性 6 時間 33 分

施策の方向③ 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

住民意識調査結果の中でも、男性の家事、育児、介護にかける時間は少ないことから、男性の仕事重視の意識が強いことがうかがえます。生活の基礎である家庭や地域においても、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女ともに家庭生活、地域社会に積極的に関わることができるように意識啓発を進めることができます。

具体的施策	担当部署
男性の家庭生活・地域活動への参加促進のための広報・啓発の推進	関係各課

住民意識調査) Q 2 より

上段：女性 下段：男性	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない
「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方	6.8% 9.6%	41.9% 36.5%	19.7% 19.2%	30.5% 32.2%	1.1% 2.5%

5 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向① 雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

近年、男女雇用機会均等法の改正及び育児・介護休業法など法律の整備は着実に進み、女性の働く環境は整備されてきました。しかしながら、女性の就業者に占める非正規雇用の割合が過半数を超えており、男女間の賃金格差の縮小も小幅にとどまっていること、また、女性管理職の比率が低水準であることなどから、様々な面で女性への不平等感が根強く残っていることが分かります。

実質的な男女平等確保を実現して、女性の能力が十分に發揮できるようにするために、固定的な性別役割分担意識を解消できるように意識啓発を進め、就労環境の整備等の積

極的な取り組みを促す必要があります。

具体的施策	担当部署
雇用の分野での男女平等に関する意識啓発のための広報活動の推進	関係各課
男女平等の職場づくり、働きやすい環境整備のための情報提供	関係各課

住民意識調査) Q 9-1 より

	雇用形態	女性	男性
1	正社員・正職員	38.8%	82.5%
2	パートタイマー	47.0%	1.9%
3	アルバイター	3.0%	4.9%
4	準社員	3.0%	2.9%
5	契約社員	3.0%	6.8%
6	派遣・登録社員	3.7%	0.0%
7	その他	1.5%	1.0%

施策の方向② 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備

景気の低迷や経済構造の変化に伴い、パートタイム労働者、派遣労働者等の非正規雇用が増加し、雇用・就業形態が多様化しています。職務や能力に応じて適正な待遇、労働条件が確保できる環境整備を進め、女性が出産、子育て、介護などにより就業を中断することなく継続できる環境を整備することは、重要な課題です。

また、女性の雇用機会の拡大と能力開発、自営業者・起業家への支援や育児等のために退職した女性の再就職への支援等の施策を進める必要があります。

具体的施策	担当部署
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び指針の周知のための広報啓発	関係各課
起業に関する知識や技術習得のための情報提供	関係各課

住民意識調査) Q 11 より

項目	女性	順位	男性	順位
男女ともに労働時間の短縮を図ること	16.4%	8	27.4%	4

男性の家事・育児・介護への参加を進めること	31.8%	4	28.3%	3
男女の雇用機会を均等にすること	17.5%	7	25.5%	6
職場での男女の昇進・待遇の格差をなくすこと	15.4%	9	25.9%	5
パートタイムなどの女性の労働条件を向上させること	39.5%	2	21.7%	8
出産後も職場復帰できる再雇用制度を充実させること	38.1%	3	33.0%	2
保育園・学童保育などの育児環境を充実させること	47.2%	1	38.7%	1
育児・介護休暇制度などの普及を図ること	26.9%	5	23.6%	7
ホームヘルパーや福祉施設を充実させること	19.2%	6	10.8%	9

基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重

6 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向① 女性への暴力を根絶するための基盤づくり

女性に対する暴力は、身体的、性的、心理的な障害や苦しみをもたらす行為のみだけでなく、そのような行為を行うという強迫なども含んでおり、配偶者からの暴力、性犯罪、セクシャルハラスメント、ストーカー行為等様々な形態があります。

このような女性への暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるということを認識して、女性への暴力の根絶に向けた環境整備を図っていかなければなりません。

具体的施策	担当部署
女性への暴力を根絶するための広報・啓発の推進	関係各課
警察・児童相談所等関係機関との連携・協力体制の充実・強化	関係各課

上段：女性 下段：男性	何回もあつた	1・2回あつた	まったくない
(1) 命の危険を感じるくらいの暴行をうけた	2.0% 0.0%	2.8% 1.7%	95.2% 98.3%
(2) 医師の治療が必要となる程度の暴行をうけた	0.8% 0.0%	3.6% 1.1%	95.6% 98.9%
(3) 医師の治療が必要とならない程度の暴行をうけた	4.3% 0.6%	7.9% 0.6%	87.8% 98.8%
(4) 何を言っても無視され続けた	7.5% 1.7%	10.3% 8.9%	82.2% 89.4%
(5) 交友関係や電話を細かく監視された	5.5%	7.1%	87.4%

		1.7%	3.9%	94.4%
(6)	「だれのおかげで生活できるのだ」などと言われた	7.1%	10.7%	82.2%
		1.7%	3.4%	94.9%
(7)	大声でどなられた	15.6%	27.3 %	57.1 %
		3.9%	17.1%	79.0%
(8)	「おまえは、バカだ」など言葉の暴力をうけた	12.2%	12.5%	75.3%
		3.4%	3.4%	93.2%
(9)	見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せられた	1.6%	4.0%	94.4%
		0.6%	1.1%	98.3%
(10)	避妊に協力しない	2.8%	5.7%	91.5%
		0.0%	0.6%	99.4%
(11)	いやがっているのに性的な行為を強要された	5.5%	8.7%	85.8%
		0.6%	0.6%	98.8%

住民意識調査) Q 1 5 より

施策の方向② セクシャル・ハラスメント防止対策の推進

セクシャル・ハラスメントは、その対象になった個人の名誉や尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害するだけでなく、労働意欲の低下を招き、能力の発揮を妨げるものであり、社会的にも許されない行為です。セクシャル・ハラスメントを防止するために、働きやすい環境づくりを目指して、日ごろから男女が互いを仕事上のパートナーとして尊重することが重要です。

具体的施策	担当部署
セクシャル・ハラスメント防止のための広報・啓発の推進	関係各課
セクシャル・ハラスメント等相談窓口設置の推進	関係各課

住民意識調査) Q 1 4 より

	項目	女性	男性
1	結婚すること、しないことなどを話題にされたこと	5.6%	5.7%
2	年齢やからだのことで不愉快な意見や冗談を言われたこと	14.7%	9.9%
3	卑わいなことばをかけられたり、わい談をされたこと	11.9%	5.2%
4	ヌード写真やポスターなどを見せられたこと	1.0%	2.8%
5	ジロジロと見られたり、触られたりしたこと	12.2%	3.3%
6	宴会でお酌やデュエットなどを強要されたこと	6.3%	3.8%
7	意図的に性的なうわさを流されたこと	3.5%	3.3%
8	つきあいなどをしつこく誘われたこと	5.2%	2.8%
9	性的関係をもつよう強要されたこと	2.8%	3.8%

7 生涯を通じた女性の健康支援

施策の方向① 生涯を通じた女性の健康支援

男女が人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生活するためには、互いの身体的性差を十分に理解して、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することが重要です。

また、女性の妊娠・出産に関する健康問題についての認識を高め、男性と異なる健康上の問題に留意し、配慮する必要があります。

具体的施策	担当部署
生涯を通じた健康保持促進のための健康教育、健康相談等の推進	関係各課
妊娠・出産等に関する正しい認識の啓発	関係各課

8 メディアにおける女性の人権の尊重

施策の方向① メディアにおける女性の人権の尊重

高度情報通信化が進展する中で、メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は、ますます拡大することが予想されます。

このような状況の中で、一部のメディアにおいて固定的な性別役割分担にとらわれた表現や、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った表現が受けられます。このようなことが、性犯罪や女性への暴力を引き起こす原因になっている可能性もあるため、女性の人権を侵害するような表現を防止する必要があります。

具体的施策	担当部署
広報、ホームページ、出版物等における性差別につながらない表現の促進	関係各課
メディアにおける人権尊重への配慮のための広報・啓発	関係各課

第3章 計画の推進

1 町における推進体制の充実

男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる分野の施策に男女共同参画の視点を反映させる必要があります。関係各課が連携して、総合的かつ効率的に推進するための体制の

充実を図ります。

2 国・県・他市町との連携

男女共同参画にかかわる問題は、広範かつ多岐にわたり、町だけでは解決できないものが多いため、国・県・他市町の機関との連携が不可欠です。国・県・他市町の会議等に積極的に出席して、情報収集等に努め、男女共同参画社会形成に向けた施策の充実や問題点の研究、協議を進めながら連携を深めていきます。

3 関係機関、民間団体との連携

男女共同参画社会の形成のために、行政機関はもとより関係機関、民間団体、企業等との連携、協力体制を強化・充実するとともに、グループや団体等の男女共同参画社会形成に向けた活動やネットワークづくりを促進します。

(資料編)

男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)

改正 平成11年7月16日法律第102号
改正 平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

多度津町男女共同参画推進会議設置要綱

平成22年1月27日

要綱 第7号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現をめざして、町民と行政が協働して施策を推進するため、多度津町男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 多度津町男女共同参画推進
- (2) 計画に基づく施策の推進に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する情報収集と調査研究に関すること。
- (4) その他、推進会議の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 各種関係団体の代表者
 - (2) 公募により選出された者
 - (3) その他町長が適当と認める者
- 2 前項の規定による公募の手続きは、別に定める。
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数に10分の4未満であってはならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総務し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議に関する庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年2月1日から施行する。
- 2 この要綱による最初の推進会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が召集する。

多度津町男女共同参画推進本部設置要綱

平成22年1月29日

要綱 第8号

(設置)

第1条 多度津町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、多度津町男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な企画に関すること。
- (2) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は町長とし、副本部長は副町長及び教育長とする。
- 3 本部長は会務を總理し、推進本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、多度津町行政事務改善委員会規程（昭和35年訓令第13号）第3条第4項に規定する職にある者及び本部長が任命する者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めたときは、会議に關係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 本部長は推進本部の所掌事項のうち、具体的な事項を調査研究するため、多度津町男女共同参画推進幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び幹事で組織する。
- 3 会長は総務課長補佐、副会長は福祉保健課長補佐及び教育課長補佐の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、第3条第5項に規定する課等の職員で、それぞれ所管課長の承認を受けた者をもって構成する。
- 5 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 会長は、会務を總理し、幹事会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 推進本部に関する庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

